

自由参加型見積制度（オープンカウンター）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会会則第16条第2項の規定に基づき、第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が自由参加型による見積合せを行う場合の取扱いについて、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号。以下「財務規則」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において自由参加型見積制度（以下、「オープンカウンター」という。）とは、随意契約に係る見積合せにおいて、実行委員会が見積りの相手方を特定せず、見積合せへの参加を希望する者からの見積書提出により、契約の相手方を決定する方法をいう。

（調達対象物品）

第3条 オープンカウンターで調達する物品は、実行委員会事務局長が適当と認めた事務消耗品、印刷物及び備品等とする。

（参加資格）

第4条 オープンカウンターによる見積合せに参加することができる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- （3） 石川県から指名停止の措置を受けている者でないこと。

（見積合せの方法）

第5条 オープンカウンターによる見積合せは、随時実施する。

- 2 発注仕様書は、2027いしかわ総文公式ウェブサイト（以下、「HP」という。）に公開する。
- 3 見積合せへの参加は、別に定める期限までに見積書を電子メールまたは持参により提出することにより行う。

（契約の相手方の決定方法）

第6条 財務規則第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

2 前項により契約の相手方を決定したときは、速やかに当該決定された者に対して通知するとともに、HPに結果を公開する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月17日から施行する。